

(令和6年12月24日現在)

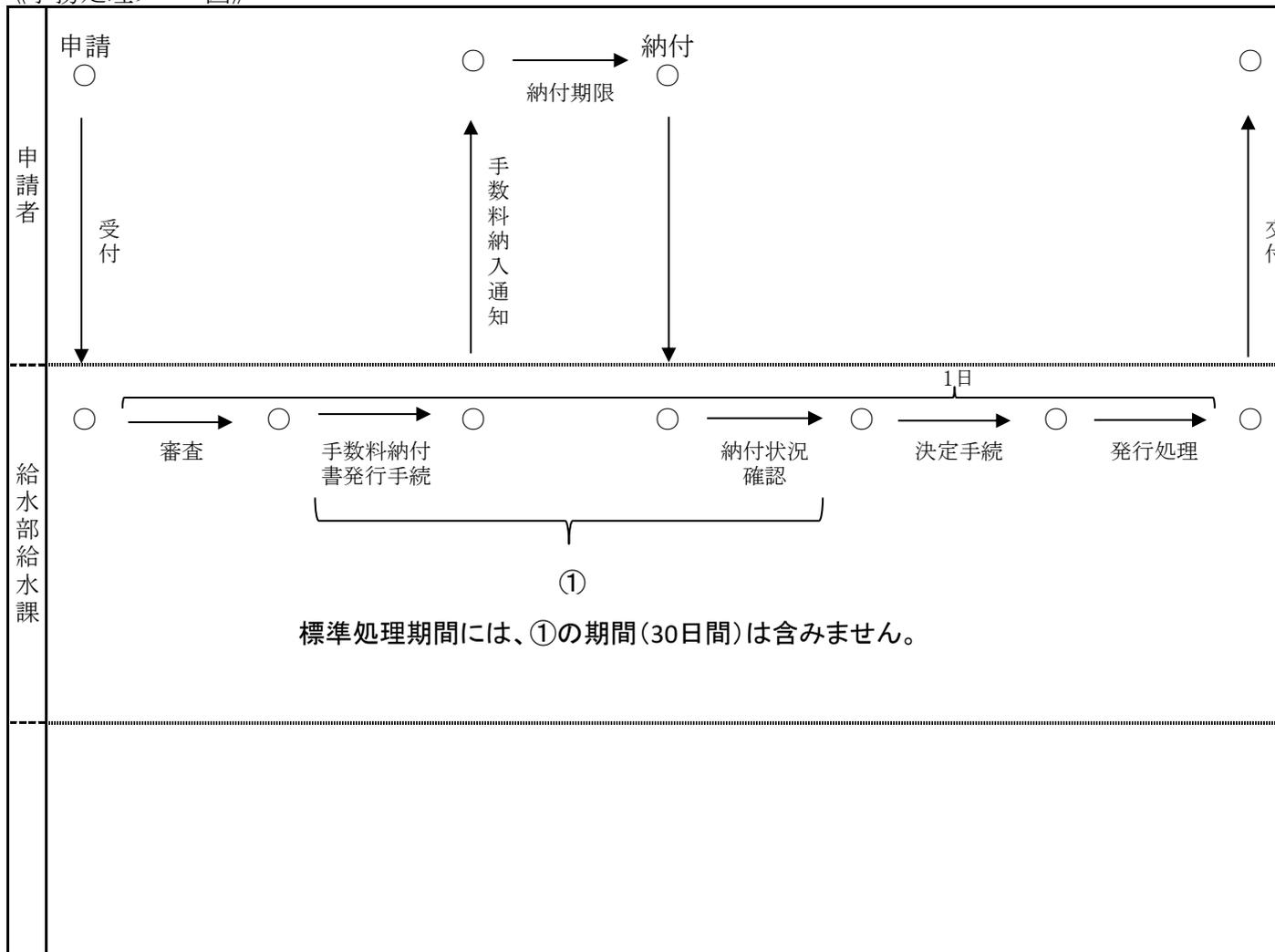
事務処理フロー図

事務名	東京都指定給水装置工事事業者の指定事業者証の再交付
根拠法令	東京都給水条例第6条の2第2項

作成部署 水道局給水部給水課指定事業者担当 電話03-5320-6434

標準処理期間計 1日

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	審査	書類に記載漏れがないか、添付書類がそろっているかを審査します。
2	手数料納付書発行手続	手数料の請求について決定し、手数料収入の調定登録等、納入通知書兼納付書を発行するための事務手続を行います。
3	手数料納入通知	手数料の納入について、申請者に通知します。
4	納付	申請者が、手数料を納付します。
5	納付状況確認	納付日から概ね8営業日後以降に、水道局において納付確認が可能となります。
6	決定手続	交付について、決定します。
7	発行処理	事業者証を印刷します。
8	交付	事業者証を申請者に交付します。